第二条第九項第四号を削り、同項第五号ロ中「）の保有等議決権数と」を「）の実質保有等議決権の数及び」に、「第四項の株式取得者」を「第十九項第一号に規定する株式取得者等」に、「保有等議決権数とを」を「実質保有等議決権の数を」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　他のものが所有する上場会社等の株式に係る議決権行使等権限の取得（次条第一項第五号及び第七条第一号において「議決権行使等権限の取得」という。）であつて、当該取得の後における当該取得をしたもの（以下この号において「権限取得者」という。）の実質保有等議決権の数及び当該権限取得者を第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合が百分の一以上となるもの（前二号に掲げる行為に該当する場合を除く。）

第二条第九項第七号中「株主としての議決権その他の権利（第三号に掲げる株式への一任運用又は第五号に掲げる議決権代理行使受任（以下この号において「株式への一任運用等」という。）をしているものにあつては、当該株式への一任運用等に係る権利を含む。以下この号において「株主等諸権利」という。）」を「実質保有等議決権」に、「株主等諸権利を有する」を「実質保有等議決権を保有する」に改め、「（投資一任契約その他の契約に基づき、株主等諸権利を行使する権限を法第二十六条第一項各号のいずれかに掲げるものに委任（当該委任により、当該株主等諸権利を行使できないものに限る。）をしているものを除く。）」を削り、「共同議決権等行使同意取得」を「共同議決権行使同意取得」に、「得たもの（以下」を「得たもの（以下この号及び第三条の二第二項第二号において「保有等議決権数」という。）」を「実質保有等議決権の数」に、「第四項の株式取得者」を「第十九項第一号に規定する株式取得者等」に、「同項の株式取得者」を「同項第一号に規定する株式取得者等」に改め、「まで」の下に「、第十七号及び第十八号」を加え、「とを合計した」を「を合計した」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「第二十六条第二項第六号」を「第二十六条第二項第七号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第二十六条第二項第六号に規定する政令」を「第二十六条第二項第七号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第二十六条第二項第六号」を「第二十六条第二項第七号」に改め、「（以下」の下に「この条及び第七条第三号において」を加え、同項第二号中「第九項第一号」を「第十六項第一号」に、「第四項の株式取得者」を「第十九項第一号に規定する株式取得者等」に、「法人等」を「法人その他の団体（法第二十六条第一項第二号から第五号までに掲げるものに該当するものに限る。以下「法人等」という。）」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第二十六条第二項第六号」を「第二十六条第二項第六号」に改め、「以下」の下に「この項及び第七条第二号において」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第五項の次に次の七項を加える。

6　法第二十六条第二項第一号に規定する政令で定める株式は、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）の規則の定めるところにより、店頭売買につき売買値段を発表するものとして登録され、又は指定されている株式とする。

7　法第二十六条第二項第三号に規定する政令で定める要件は、上場会社等の株式に投資をするために必要な権限及び議決権等行使等権限の委任を受け、かつ、当該委任により、委任者が当該株式に係る株主としての議決権その他の権利を行使できないこととする。

8　法第二十六条第二項第三号に規定する政令で定める率は、百分の一とする。

9　法第二十六条第二項第四号に規定する投資一任契約その他の契約に基づき行使することができる議決権として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第十七項に規定する株式への一任運用（第十六項第三号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる株式に係る議決権

二　第十八項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権

三　他のものが所有する株式に係る議決権行使等権限に係る議決権（前二号に掲げるものを除く。）

10　法第二十六条第二項第四号に規定する政令で定める率は、百分の一とする。

11　法第二十六条第二項第五号に規定する会社の経営に重要な影響を与える事項として政令で定めるものは、次に掲げる議案に係るものとする。

一　取締役又は監査役の選任に係る議案（外国投資家（法第二十六条第一項に規定する外国投資家をいう。以下同じ。）自らの選任又は外国投資家の関係者として主務省令で定める者の選任に係るものに限る。）

二　会社法第四百六十七条第一項第一号に掲げる事業の全部の譲渡に係る議案

三　会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併（会社が同法第七百四十九条第一項第一号に掲げる吸収合併消滅会社となる場合に限る。第七条第一号において同じ。）に係る議案

四　会社の解散に係る議案

五　前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定める議案

12　法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる同意の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一　会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意　三分の一

二　前項各号に掲げる議案に係る事項に関し行う同意　百分の一

第二条に次の一項を加える。

19　法第二十六条第四項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株式取得者等（法第二十六条第二項第三号に規定する株式取得者、同項第四号に規定する議決権取得者又は同項第五号に規定する同意者をいう。以下この項において同じ。）により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等

二　株式取得者等及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（同号に掲げるものを除く。）

三　株式取得者等が法人等である場合において当該株式取得者等の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（前二号に掲げるものを除く。）

四　株式取得者等が法人等である場合において、当該株式取得者等の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等が直接に保有している当該株式取得者等の議決権の数と当該法人等の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している当該株式取得者等の議決権の数とを合算した数が当該株式取得者等の総議決権の百分の五十以上となるときにおける当該株式取得者等の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）

五　前二号に掲げる法人等の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（前各号に掲げるものを除く。）

六　前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

七　前二号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

八　第三号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

九　第三号に掲げる法人等及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

十　株式取得者等（法人等に限る。）の役員及び前各号に掲げる法人等の役員

十一　前号に掲げる者が役員の過半数を占めている法人等（第一号から第九号までに掲げるものを除く。）

十二　株式取得者等（個人に限る。）の配偶者

十三　株式取得者等（個人に限る。）の直系血族